

農地制度が変わりました

農業委員会事務局

☎965-5608

平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布され、同年12月15日には「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行されました。新たな農地制度は、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

- ①農地の貸借規制が緩和されます
- ②遊休農地に対する指導が強化されます
- ③違反転用に対する罰則が強化されます
- ④農地を相続する場合は、農業委員会への届出が必要になります

※詳しくは、農業委員会までお問い合わせください。

農林業センサスについて

企画課

☎973-5005

平成22年2月1日現在で、「2010年世界農林業センサス」が実施されます。この調査は、今後の農林業の政策に役立てるため5年ごとに実施されるもっとも重要な調査のひとつです。

1月中旬から農林業を営んでいる世帯へ調査員がお伺いしますので、お忙しい時期とは思いますが、調査へのご協力をお願いします。

償却資産（固定資産税）の申告はお済みですか？

資産税課

☎973-5394

会社や個人で事業のために所有している償却資産（構築物、機械装置、工具備品等）で毎年1月1日現在に所有している方は申告が必要です。

【申告期間】

1月4日（月）～1月29日（金）

【窓口】 本庁2階 資産税課

申告用紙については12月中に送付していますが、ホームページからのダウンロードも可能です。

様式等のダウンロード

うるま市役所ホームページからサイト内検索「償却資産」↓各課の案内資産税課償却資産のページ

尚、最終日は大変な混雑が予想されますので、早めの申告をお願いします。

高齢者の「障害者控除対象者認定書発行」及び「おむつ代の医療費控除の証明書発行」について

介護長寿課

☎973-3208

障害者控除対象者認定書発行について

介護保険の要介護認定を受けている方のうち、身体障害者又は知的障害者に準ずる者として障害者控除対象者に認定された場合に、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や市・県民税の申告をするときに、この認定書

を添付すると、本人又はその扶養者が障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。

【対象者】 65歳以上の要介護認定者で、身体障害者、知的障害者に準ずる方、又はその人を扶養している方。

※すでに身体障害者手帳等で控除を受けている方は、該当しません。

【控除の区分】

①障害者控除（要介護認定結果において、障害高齢者自立度がA又は認知症高齢者自立度がII）

②特別障害者控除（要介護認定結果において、障害高齢者自立度がB、C又は認知症高齢者自立度がIII、IV、M）

おむつ代の医療費控除の証明書発行について

介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市・県民税の申告でお

むつつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「証明書」を使用することができます。

【対象者】

次の条件をすべて満たす場合に「証明書」を発行します。

①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方。

※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

②要介護認定時に主治医から提出していただいた意見書で、寝たきり状態（寝たきり度B1～C2）にあり、尿失禁の発生の可能性があることを確認できる方。

【申請手続】

介護長寿課窓口にて、申請書に必要事項を記入のうえ、介護保険被保険者証を添えて申請してください。

毎月1日は「飲酒運転の根絶運動の日」

沖縄県飲酒運転根絶条例（平成21年10月1日施行）のなかで下記の責務を課しています。

- 全ての県民は、家庭や地域、職場において、飲酒運転を根絶するための取り組みに努める。
- 全ての事業者は、作業の運行に当たり、従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指揮等を講ずるよう努める。
- 全ての飲食店営業者は、酒気を帯びた客が自動車を運転することになる恐れがあるときは、飲酒運転をしないよう声かけをするなどの対応をする。
- 駐車場を所有及び管理する者は、飲酒運転防止を呼びかける文書等を掲示するなど飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努める。

うるま市交通安全推進協議会